

平29福個答申第6号
平成29年1月30日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成28年4月25日付け東区子第80-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第112号

「子に関する平成〇年度児童手当・特例給付認定請求書一式に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「子に関する平成○年度児童手当・特例給付認定請求書一式に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示が妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成28年1月12日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

また、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長したことは、同規定の濫用であることも主張している。

(2) 異議申立ての経過

① 平成27年12月8日、異議申立人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「子に関する『平成○年度児童手当・特例給付認定請求書一式』（表現を一部補正）

② 平成27年12月16日、実施機関は、開示決定等に審査を要し、条例第25条第1項に規定する開示決定等の期間内に決定することが困難であることを理由に、条例第25条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長し、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成28年1月12日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。平成28年1月19日、異議申立人は当該通知書を受領した。

④ 平成28年3月14日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張

している。

- ① 条例第25条第1項では、「前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。」、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。」とあるように、開示決定等の期間延長は「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」だけに限られているはずである。わずか5枚の公文書に関しては、それが相当な理由に該当するとは到底考えられない。
- ② 「その他の非開示部分については、本件は異議申立人が子の法定代理人として開示請求されたものであり、子以外の個人に関する情報は第三者の個人情報となることから、条例第20条第2号の規定により非開示とした。」とあるが、異議申立人の携帯電話番号が第三者の個人情報に該当するとは到底考えられない。また、異議申立人自身は押印していないが、その印鑑の印影までも黒塗りであった。福岡家庭裁判所からの通知文書の異議申立人の氏名等、何が第三者の情報か、全く区別もできていない処理の仕方である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年11月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 平成〇年度児童手当・特例給付認定請求書の請求人住所及び児童手当の受給資格に係る申立書の申立人住所は、開示することにより事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第20条第6号により非開示とした。その他の非開示部分については、本件は異議申立人が子の法定代理人として開示請求されたものであり、子以外の個人に関する情報は第三者の個人情報となることから、条例第20条第2号の規定により非開示としたものである。
- ② しかしながら、本件異議申立てを踏まえ再検討した結果、異議申立人の住民番号、携帯電話番号及び所得額については、条例第20条第2号ただし書イの「当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報」に該当するとして、開示することとした。
また、健康保険被保険者証の保険者の印影については、条例第20条各号に規定する非開示情報に該当しないことから開示することとした。
- ③ なお、本件処分にかかる開示決定等の期間延長は、条例第25条第2項に基づき適正に行っている。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が保有する「平成○年度児童手当・特例給付認定請求書兼額改定請求書兼現況届」（以下「認定請求書」という。）及び「児童手当の受給資格に係る申立書」（以下「申立書」という。）に記載されている。

実施機関は、再検討した結果、本件個人情報の一部がなお条例第20条第2号及び第6号に該当し、非開示とすべきとしている。

そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について、条例第20条第2号及び第6号の該当性を検討する。

(2) 条例第20条第2号該当性について

- ① 条例第20条第2号に規定する第三者の個人情報とは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

そして開示請求者とは、条例第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。（条例第20条第1号）

本件は、異議申立人が子の法定代理人として開示請求したものであることから、開示請求者は子となり、子以外の者の個人情報は、第三者の個人情報となる。

- ② 認定請求書において、実施機関は、異議申立人の配偶者（以下「配偶者」という。）の個人情報に該当するとして、認定請求書の枠外に記載された住民番号、認定番号、振込先、請求者欄の印影、配偶者欄の印影、携帯電話番号、請求者所得、QRコード及び金融機関の通帳の写しを非開示としている。

当審議会が確認したところ、当該部分は配偶者の個人情報が記載されていると認められることから、条例第20条第2号に該当する。

なお、配偶者欄の印影については、実施機関に確認したところ、本来、本件の認定請求時には押印不要だが、配偶者が記入時に押印し、訂正までは求めずにそのまま受理したものとこのことであり、請求者欄の印影と同一であることが認められることから、条例第20条第2号に該当すると判断したものである。

- ③ 申立書において、実施機関は、配偶者の個人情報に該当するとして、印影を非開示としている。

当審議会が確認したところ、当該部分には配偶者の個人情報が記載されていると認められることから、条例第20条第2号に該当する。

- ④ 申立書の添付書類である調停期日通知書において、実施機関は、異議申立人及び配偶者の個人情報に該当するとして、事件番号の一部、申立人氏名、相手方氏名、配偶者が本事件の申立人であるか相手方であるかの記載を非開示としている。

また、配偶者の個人情報に該当するとして、期日の一部及び場所の一部を非開示としている。

当審議会が確認したところ、事件番号の一部については、異議申立人及び配偶

者の個人情報と認められる。異議申立人は、異議申立人自身の個人情報であり、既知の事実であるため、開示すべき旨の主張をするが、配偶者は開示することに同意しているとは認められないことから、条例第20条第2号に該当する。

申立人氏名及び相手方氏名については、異議申立人及び配偶者の氏名が記載されているところ、一方の氏名を開示すると、本事件の申立人及び相手方が、異議申立人であるか配偶者であるか識別することができるため、異議申立人及び配偶者の個人情報と認められることから、同様に条例第20条第2号に該当する。

配偶者が本事件の申立人であるか相手方であるかの記載についても、本事件の申立人及び相手方が、異議申立人であるか配偶者であるか識別することができるため、異議申立人及び配偶者の個人情報と認められることから、同様に条例第20条第2号に該当する。

期日の一部及び場所の一部については、一般に、申立人及び相手方に定められる期日及び場所が同一とは限らないため、配偶者の個人情報と認められることから、条例第20条第2号に該当する。

- ⑤ なお、条例第20条第2号に該当するいずれの情報も、同号ただし書アからエには該当しない。

(3) 条例第20条第6号該当性について

実施機関は、配偶者の住所については条例第20条第6号に該当するとしている。

夫婦が別居している場合、夫婦それぞれが住所を相手に知られたくないと思うことは十分に考えられるところ、住所を開示することになると、住所を相手に知られたくないことから認定請求書に記載できない場合が生じ、児童手当支給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、条例第20条第6号に該当する。

(4) 期間延長について

開示決定等の期間延長については、実施機関により、平成27年12月16日に条例第25条第2項の規定に基づき実施され、平成28年1月12日に本件処分が既に行われていることから、条例第49条第1項の規定に該当しないため、当審議会において判断を行うものではないが、保有個人情報開示決定等の期間延長通知書（以下「期間延長通知書」という。）に記載された延長の理由については、「開示決定等に審査を要し、条例第25条第1項に規定する開示決定等の期間内に決定することが困難なため」との一般的なものに留まっている。

当審議会が実施機関に期間延長の具体的な理由を確認したところ、本件は法定代理人による開示請求であること及び本人である子が知ることができ、又は知ることが予定されている第三者の個人情報該当性の判断が困難である等によるものとのことであった。

期間延長通知書に記載する期間延長の理由については、一般的な理由を記載するのではなく、できる限り具体的に記載すべきであることから、本件においては前述の具体的な理由を記載すべきであり、当審議会としては実施機関に対し、期間延長の事務を今後適切に行うよう、求めるものである。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|------------------------------|-----------------|
| 平成28年 4 月 25 日 | 実施機関から諮問 |
| 平成28年 6 月 24 日 | 実施機関から弁明意見書を受理 |
| 平成28年 7 月 21 日 | 異議申立人から反論意見書を受理 |
| 平成29年11月 8 日 (第185回審査請求部会) | 審議 |
| 平成29年11月 29 日 (第186回審査請求部会) | 実施機関から意見聴取及び審議 |
| 平成29年12月 27 日 (第187回審査請求部会) | 審議 |
| 平成30年 1 月 17 日 (第188回審査請求部会) | 異議申立人から意見聴取及び審議 |